診断又は助言を行う対象中小企業者数	一以上
指導者	経営コンサルタント業を主たる事業として五年以上営む中小企業診断士（従業員として経営コンサルタントに従事する期間が五年以上の中小企業診断士を含む。）であつて、中小企業の経営方法又は技術に関する研修に係る実習の指導経験を有する者であること。

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十三号

民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）の施行に伴い、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第十条の三第二項第五号（同法第十九条の六の三第二項並びに第二十条の二第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二及び内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第九条第二項第五号の規定に基づき、海上運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「二十歳」を「十八歳」に改める。

一　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第七条の二の三第二号、第二十一条の十九の三第二号、第二十二条の二の三第二号及び第二十三条の十一の三第二号

二　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）別表第二の三の下欄第一号、別表第四の一の項の下欄第一号、別表第八の二の下欄第一号及び別表第十の下欄第一号

三　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第十三条の三第二号

附　則

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第十四号

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第三条第二号、第四号ロ及び第六号並びに第十八条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　同居親族等　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されている児童をいう。）若しくは法第三条第四号イに規定する親族に準ずる者として都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が定めるもの（地方公共団体が建設する賃貸住宅にあっては、当該地方公共団体の長が定めるもの）（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。以下「同居親族に準ずる者」という。）をいう。 二・三　（略） 四　所得　入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、都道府県知事等が認定した額（地方公共団体が建設する賃貸住宅に係る入居者及び同居者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額）。以下この号において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。 イ～ト　（略）	（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （新設） 一・二　（略） 三　所得　入居者及び同居者の過去一年間における所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二編第二章第一節から第三節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後一年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不適当である場合においては、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）が認定した額（地方公共団体が建設する賃貸住宅に係る入居者及び同居者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額）。以下この号において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を十二で除した額をいう。 イ～ト　（略）